

茨城県県民生活環境部
廃棄物規制課不法投棄対策室
室長補佐：青木 喜昭
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和7年5月15日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者名称及び所在地	株式会社大翔 (茨城県ひたちなか市大字馬渡3004番地1)
許可番号	産業廃棄物収集運搬業 第00801159051号
処分年月日	令和7年5月15日
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分理由	株式会社大翔の発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主が、刑法（明治40年法律第45号）第235条の罪により、令和4年8月15日に水戸地方裁判所から懲役3年（執行猶予4年）の刑に処せられ、同月30日にその裁判が確定していたことは、法第7条第5項第4号ハに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号ニに該当する。